## 保育の優先利用基準(見直し案)

一の保育所等に受入可能児童数を超える保護者からの利用希望があったときは、当該保育所等を利用する児童を決定するための選考を実施する。選考方法は、下記の表により算定した基準点と調整点の合計点の高い世帯の児童から順に決定するものとし、合計点が同じ場合は同点時の優先順位表に基づき決定する。

#### 基準点表

1 成労	
1 就労	
1 就労       月96時間以上の就労を常態としている場合       70         月64時間以上の就労を常態としている場合       60         2 妊娠・出産       妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産予定日の属する月の2か月前の初日から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」までの期間)       60         3 疾病・負傷 障がい       店と内療養 (1か月以上)       左と下の場合       100         3 疾病・負傷 障がい       「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3~5」のいずれかに該当する場合       100         1 放射 に関係である子帳の要介護度が3~5」のいずれかに該当する場合       「食体障害者子帳2級所は」「藤質障害者4級所は」「海育子帳2所は」「企業保険の要介護度が1・2」のい	
70	
1	
2 妊娠・出産         妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産予定日の属する月の2か月前の初日から「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日」までの期間)         60           3 疾病・負傷 障がい         「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所」、「身体障害者手帳1、2級所持」、「肺覚障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所」、「身体障害者手帳3級所持」、「肺覚障害者4級所持」、「療育手帳A所」、「食体障害者手帳3級所持」、「肺覚障害者4級所持」、「療育手帳A所」の関係を関係の要介護度が3~5」のいずれかに該当する場合	
2 妊娠・出産       経過する日の翌日が属する月の末日」までの期間)       60         疾病・負傷障がい       「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3~5」のいずれかに該当する場合       30         1 か月以上入院する場合又は常時臥床の場合       80         2 疾病・負傷障がい       上記以外で通院加療が必要な場合       30         1 の後害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「食み子帳Bの事介護度が1~2~のはないで、「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないで、「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子手帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bの事介養度が1~2~のはないまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み子手帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食みず子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み食みを食みまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子帳Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子様Bのまた。」」」「食み育子様Bのまた。」」「食み育子母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母母	
100	
3 疾病・負傷     「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴覚障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3~5」のいずれかに該当する場合     100	
3 疾病・負傷   (1 パ月以上)   上記以外で通院加療が必要な場合   30     100     100     100     100	
障がい   「身体障害者手帳1、2級所持」、「聴見障害者1~3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所   持」、「介護保険の要介護度が3~5」のいずれかに該当する場合   「	
が   「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1、2」のい   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
で ずれかに該当する場合	
「身体障害者手帳4~6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合 30	
4 介護・看護 同居の親族(長期入院等の親族を含む。)を常時介護又は看護している場合 *** 「京藤・看護に要するを基に、類型1を準	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(自宅の罹災にかかるもの) 500 (	<u>(</u> )
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(上記以外) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合(上記以外) 紫き彼旧に要する日 基に、類型1を準用	女及び時間を
6 求職活動中 水職活動 (起業の準備を含む。) を継続的に行っている場合 5	
7 就学等 学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練等を受けている場合 <sup> </sup>	とび時間を基
8 虐待・DV 児童虐待を行っている場合若しくは再び行われるおそれがあると認められる場合又は配偶者からの暴力により子どもの 保育を行うことが困難であると認められる場合	<u>(</u> )
9 育児休業中の転園 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもが転園する場合 20	
10 その他 類型 $1\sim 9$ に該当するもののほか、これらに類するものとして市が認める事由に該当する場合 類型 $1\sim 9$	を進用

#### 備考

- 1 世帯内の保護者全員の基準点を合算したもの(児童を養育する保護者が1人のみの世帯については、当該保護者の基準点に100点を加算したもの)を世帯の基準 点とする。ただし、類型5(自宅の罹災にかかるものに限る。)及び8に該当する世帯については、(※)の基準点を世帯の基準点とする。
- 2 就労時間については、原則として拘束時間(休憩を含む労働時間)とする。
- 3 利用開始希望月からの就労が確定又は内定している場合は、類型1を準用する。
- 4 障がい児の保育の利用については、この基準に定めるもののほか、「釧路市障がい児保育事業実施要綱」によるものとする。
- 5 地域型保育事業施設の卒園児が連携施設の利用を希望する場合、連携施設が設定する枠の範囲内で優先的に利用調整を行う。

### 調整点表

類 型	世帯の状況	調整点
a ひとり親世帯等	児童を養育する保護者が1人のみの場合	10
b 単身赴任家庭	保護者のどちらかが単身赴任等で同居しない場合	5
	兄弟姉妹が在籍している保育所等の利用を希望する場合	100
c 兄弟姉妹入所	兄弟姉妹が同時に保育の利用を開始する場合又は兄弟姉妹が同じ保育所等の利用を希望する場合 (上記に該当する場合を除く。)	5
d 療育児童	児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合	10
e 親の就労支援	産後休暇または育児休業から復職する場合	5
f 転園	転居又は勤務先の変更等に伴い、現在通っている保育所等への通所に支障をきたすと認められる場合	5
g 生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合	5
h 生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
i 地域型保育	地域型保育事業施設の卒園児が引き続き保育を利用しようとする場合	50
j 多子世帯	児童が第3子以降である場合	5
k 幼児教育・保育等 業務従事者	児童の保護者が次のいずれかに該当する場合 ・市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業施設又は幼稚園において保育士等として就労するとき ・市内の地域子育て支援拠点センターにおいて保育士として就労するとき ・市内において放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の放課後児童支援員として就労するとき	10

#### 備考

- 1 同時に複数の類型に該当する場合は、該当する類型の全ての調整点の合計点を世帯の調整点とする。
- 2 同一世帯からの保育の利用希望児童が2人以上あった場合は、各児童の調整点のうち最も高いものを世帯の調整点とする。

# 同点時の優先順位表

	優先順位	世帯の状況
	1	同一世帯の就学前の児童の人数が多い世帯
	2	基準点が高い世帯
	3	保育料算定の基準となる年度の市町村民税非課税世帯
	4	保育料算定の基準となる年度の市町村民税所得割額が低い世帯
借	者 上記の基準	で優先順位を決定できない場合は、世帯の状況(ひとり親世帯・障がい者世帯である等)により決定する。